

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

令和元年11月29日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 公安委員会規程

○運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程の一部を改正する規程 1

## 規 程

運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和元年11月29日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

### 富山県公安委員会規程第 4 号

運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程の一部を改正する規程

運転免許の効力の停止等の処分量定基準等に関する規程（平成12年富山県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分量定基準に該当する者

ア 一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合（イに該当する場合を除く。）又は重大違反戻し等及び道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第 6 項又は同第 7 項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が 2 年以上に該当するときは、当該期間から 1 年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が 1 年に該当するときは、180 日の免許の効力の停止に軽減することができる。

できる。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が 2 年に該当するときは 180 日の免許の効力の停止、当該期間が 1 年に該当するときは 150 日の免許の効力の停止に軽減することができる。

第 8 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）

ア 令第 33 条の 4 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となった行為をした日（令第 33 条の 4 第 3 項において準用する令第 33 条の 2 第 4 項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して、2 年以上を経過するまでの期間に該当するときは、当該期間から 1 年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が 1 年を経過するまでの期間に該当するときは、処分の理由となった行為をした日から 180 日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、1 年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から 2 年を経過するまでの期間に該当するときは 180 日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から 1 年を経過するまでの期間に該当するときは 150 日の免許の保留又は免許を与えた後におけ

る免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

第8条第1項第3号を次のように改める。

(3) 自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者

ア 令第40条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が2年以上に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が2年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止、自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

別表第2中重大違反の種別の欄中「無保険運行」の次に「、携帯電話使用等（交通の危険）」を加える。

別表第3中（注）2中「国家公安委員会規則」を「運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）」に改める。

別表第7中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

## 附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

